

# 令和3年度中小企業等産業公害防止対策調査事業

(土壌汚染対策に係る事業者課題に係る調査等事業)

## 業務報告書

令和4年3月

株式会社 環境管理センター

## 目 次

	頁
I. 目的 .....	1
II. 事業内容及び方法 .....	1
1. 中小企業等の土壌汚染対策に係る映像資料の作成及び広報 .....	1
2. 検討会の開催 .....	1
III. 映像資料の作成について .....	2
1. シナリオ構成 .....	2
2. 映像資料作成 .....	4
3. 映像資料広報 .....	6
IV. 検討会について .....	8
1. 検討会の開催 .....	8
1.1 第1回検討会 開催概要 .....	9
1.2 第2回検討会 開催概要 .....	9
1.3 第3回検討会 開催概要 .....	10
2. 検討会の内容 .....	11
2.1 土壌汚染対策法の土地所有者にとっての課題とその対応案 .....	11
2.2 中小企業等への普及啓発について .....	23
3. まとめ .....	28
3.1 法所管省庁への要望として整理する事項 .....	28
3.2 今後、関係者間で協議を行う場合に参考とする事項 .....	29
3.3 今後、関係者間での協議に向けた基礎資料収集が必要な事項 .....	30

添付資料1 映像資料台本

添付資料2 映像資料ダイレクトメール用チラシ

## I. 目的

我が国の土壤汚染対策については、平成 15 年に施行された土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号。）のもと、土壤汚染の調査、汚染が発覚した場合における区域の指定等及び汚染土壤の搬出等に関する規制が行われている。

本法は、土壤汚染に係る諸般の課題については是正するべく、平成 21 年に続き、平成 29 年と定期的な見直しによる法改正が行われ現行法となっている。この数次の改正を経て、規制の合理化を目指す一方で、規制制度が複雑なものとなっており、規制を受ける事業者、特に中小企業においては、土壤汚染対策について組織的に十分な人材を充てることが難しいことから、制度を正しく理解した上での法制度運用が難しい状況にある。

また、本法は公害規制の中でも近年に整備された法制度であり、法制度の運用について蓄積された見識が十分でないことから、合理的な運用がされないケースが散見される。

本業務では、事業者等が適切かつ円滑な土壤汚染対策を進めるうえで最低限必要となる基本的な情報について整理し、中小企業等を対象とした映像資料を作成することにより、法制度について十分な知識がない事業者等への啓発を行う。また、本法に基づく土壤汚染対策において、事業者等が非合理と感じる部分についてヒアリング等により洗い出しを行い、検討会にて整理することにより、今後の合理的な法制度運用に資することを目的とした。

## II. 事業内容及び方法

### 1. 中小企業等の土壤汚染対策に係る映像資料の作成及び広報

事業者等が適切かつ円滑な土壤汚染対策を進めるうえで必要となる情報について整理し、映像資料のシナリオを作成した。映像資料については、土壤汚染に係る規制について全く知識のない者及び知識が浅い者を対象とし、事業者等が土壤汚染を意識するきっかけとなることを目的とし、シナリオを構成し、作成したシナリオに基づき、映像資料を作成した。

なお、作成した映像資料については、経済産業省の公式 YouTube（metichannel）で公開した。

動画の公開後には、中小企業をはじめとする事業者等に周知を行うため、業界団体などへのダイレクトメールやメールマガジン、専門誌などへの広報を実施した。

### 2. 検討会の開催

土壤汚染対策に係る法制度運用について事業者等が抱える課題について文献調査及びヒアリング等により整理を行い、整理した事項について検討をするための検討会を開催した。

土壤汚染対策の専門家、事業者及び地方自治体の土壤汚染対策業務担当者等 6 名によって構成する検討会を 3 回開催した。議題については①自治体間で異なる法令解釈について、②臨海部特例区域の活用促進についてとした。

なお、検討会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮して実施した。

### Ⅲ. 映像資料の作成について

事業者等が適切かつ円滑な土壌汚染対策を進めるうえで必要となる情報をまとめた映像資料を作成した。

本業務は、株式会社環境管理センターが実施し、映像資料作成を一般社団法人産業環境管理協会に委託して行った。映像資料作成業務及び役割分担は表Ⅲ-1 のとおりである。

表Ⅲ-1 映像資料作成業務及び役割分担

項 目	ECC	JEMAI
①シナリオ構成	○	※
②映像資料作成	-	○
③映像資料広報	※※	○

※ 状況把握のため、経済産業省・ECC間との打ち合わせ等に参加

※※ ECCメルマガ、HP、Twitter、FaceBook企業ページ等でも広報を実施  
略称) ECC：(株)環境管理センター、JEMAI：(一社)産業環境管理協会

#### 1. シナリオ構成

映像資料については、土壌汚染に係る規制について全く知識のない者及び知識が浅い者を対象とし、事業者等が土壌汚染を意識するきっかけとなることを目的として、シナリオを構成した。

土壌汚染に関心の薄い層への情報伝達を主目的としているため、視聴者の関心を引き、自分事として捉えてもらえるよう、事業者と自治体職員のドラマ仕立てとした。また、解説部分についても自治体職員が事業者の説明するスタイルとした。

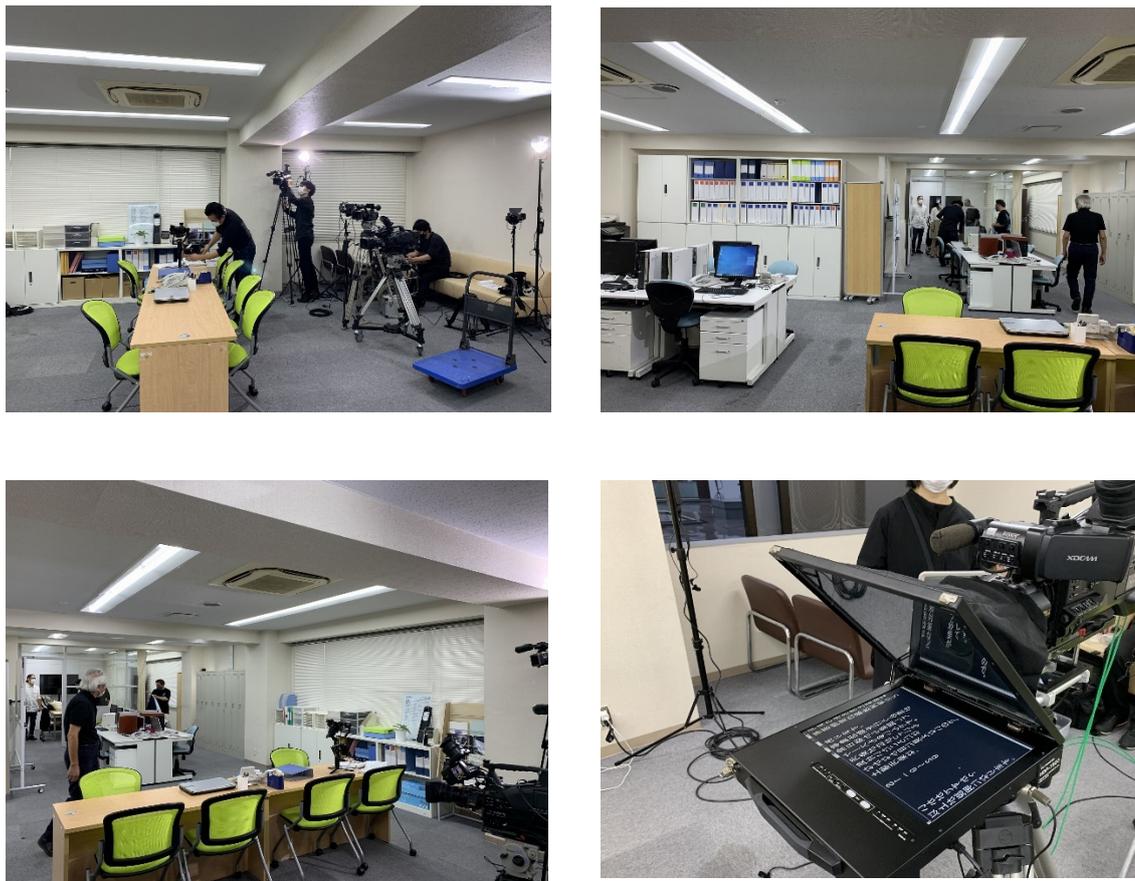
表Ⅲ.1-1 シナリオ構成

主 題	内 容	
1. 法第3条	ミニドラマ	事業者が、水質汚濁防止法の特定施設使用廃止届を自治体に提出したところ、「土壌汚染対策法の調査が必要」と言われて驚く。
	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 土壌汚染について</li> <li>✓ 土壌汚染対策法について</li> <li>✓ 事業者に関わりのある主な調査契機の説明</li> <li>✓ 法第3条第1項の調査に関する解説</li> <li>✓ 土壌汚染があった場合はどうなるかの説明</li> </ul>
2. 法第4条	ミニドラマ	別件で来庁していた事業者と自治体職員が偶然再会する。事業者が、新商品のヒットにより大型倉庫を建設する予定があることを自慢していると、職員から土壌汚染対策法の届出が必要であることを指摘される。
	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法第4条第1項の届出について</li> </ul>
3. 条例、自主調査、融資制度等	ミニドラマ	他にも土壌汚染対策に関して気を付けることがあるのではないかと心配になった事業者が自治体職員に質問をする。
	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 土壌汚染関連の条例・要綱について</li> <li>✓ 調査・対策費用が必要になった際に利用できる金融公庫の融資制度の紹介</li> <li>✓ 有害物質使用特定施設の汚染リスクについて</li> <li>✓ 地域とのコミュニケーションの重要性について</li> </ul>
4. まとめ	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 有害物質を扱っている（いた）場合、土壌汚染の可能性はある。</li> <li>✓ まず、自分の関わる事業場に土壌汚染対策法の対象施設があるかどうか、次に、事業場の立地する地方自治体に、土壌汚染に関連する条例や要綱があるか、その対象になっているかを確認する。</li> <li>✓ 土壌汚染を経営リスクとして捉え、万一土壌汚染が見つかった場合の対応を操業時から考えておくことが重要である。</li> </ul>

## 2. 映像資料作成

ドラマ部分の台本化、俳優及び撮影場所の選定等を行い、令和3年10月12日にスタジオ「カプリ赤羽橋」において撮影を行った。撮影風景を図Ⅲ.2-1に、動画資料概要を表Ⅲ.2-1に、台本を添付資料1に示す。

その後、収集した資料・写真素材・イラスト・アニメーション・効果音・BGM等と合わせて編集し、映像資料を完成した。



図Ⅲ.2-1 撮影風景

表Ⅲ.2-1 動画資料概要

項目	内容
タイトル	ご存じですか？土壤汚染対策法のこと
説明	<p>ドラマ仕立てで土壤汚染対策法をやさしく解説しています。</p> <p>0:27 えっ、施設廃止時に土壤調査？(法第3条調査)</p> <p>8:10 大規模な工事には届出が必要？(法第4条届出)</p> <p>10:26 他にも何かありますか？(条例、自主調査、融資制度)</p> <p>15:32 まとめ(操業中から準備を！)</p> <p>土壤汚染対策法に基づく届出・相談窓口（環境省）  <a href="https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html">https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html</a></p> <p>担当課室：産業技術環境局 環境管理推進室</p>
サムネイル	
タグ (検索ワード)	土壤汚染対策法, 土壤汚染対策, 土壤汚染, 土壤調査, 中小企業, 個人事業主
時間	17分20秒 (YouTube表示 17:21)
形式	mp4形式 (フルHD 1920×1080)、389MB
公開日	令和3年11月26日
URL	<a href="https://www.YouTube.com/watch?v=ix4VTSoez7E">https://www.YouTube.com/watch?v=ix4VTSoez7E</a>

### 3. 映像資料広報

動画の公開後には、中小企業をはじめとする事業者等に周知を行うため、業界団体などへのダイレクトメールやメールマガジン、専門誌などへの広報を実施した。

広報実施状況は表Ⅲ. 3-1、YouTube のアクセス解析は表Ⅲ. 3-2 に、ダイレクトメール用チラシは添付資料 2 に示すとおりである。

表Ⅲ. 3-1(1) 広報実施状況

手法	対象	実施者	広告規模	広告開始日 (広報依頼日)
ダイレクトメール	特定工場	JEMAI	14224 件	発送日： 2021/11/29
	土壌関係セミナーの受講者等	JEMAI	4695 件	発送日： 2021/11/29
	地方自治体の担当窓口	JEMAI	158 自治体	発送日： 2021/12/10
	指定調査機関	JEMAI	839 件	発送日： 2021/12/10
メルマガ	中小企業庁メールマガジン「e-中小企業ネットマガジン」	JEMAI	-	2021/12/15
	産業環境管理協会メールマガジン	JEMAI	約 8000 件	2021/12/17～ (月 1 回発行)
	環境管理センターメールマガジン	ECC	約 3000 件	2021/12/13～ (月 2 回発行)
広報依頼	全国中小企業団体中央会（全国中央会）	ECC	-	2022/1/11
	日本商工会議所（日商）	JEMAI	-	2022/1/11
	（一社）日本鉄鋼連盟	JEMAI	-	2022/1/11
	（一社）日本化学工業協会	JEMAI	-	2022/1/11
	日本製紙連合会	JEMAI	-	2022/1/11
	（一社）セメント協会	JEMAI	-	2022/1/11
	化成品工業協会	JEMAI	-	2022/1/11
	（一社）日本自動車部品工業会	JEMAI	-	2022/1/11
	（一社）日本電機工業会	JEMAI	-	2022/1/11
	（一社）日本印刷産業連合会	JEMAI	-	2022/1/11
	（一社）日本砕石協会	JEMAI	-	2022/1/11

略称) ECC：(株) 環境管理センター、JEMAI：(一社) 産業環境管理協会

表Ⅲ.3-1(2) 広報実施状況

手法	対象	実施者	広告規模	広告開始日
専門誌	産業環境管理協会 機関紙『環境管理』に広告掲載	JEMAI	発行部数：約2700部	2021.12月号～2022.3月号
HP・twitter等	中小企業庁ミラサポ Plus（補助金支援サイト）	METI	-	2021/12/17
	J-net21（中小企業基盤整備機構 情報サイト）	METI	-	2021/12/16
	中小企業庁 twitter	METI	フォロワー：約126,000人（2022/1/11現在）	2021/12/9
	全国鍍金組合連合会	METI	-	2022/3/9
	産業環境管理協会 HP（トップページ）	JEMAI	月間アクセス：187,701（2021年12月実績）	2022/1/7
	環境管理センターHP（トピックス）	ECC	トップページか月平均アクセス：約6,500 該当トピックスページアクセス：296（2022/2/22現在）	2021/11/29
	環境管理センターFacebook	ECC	フォロワー：約360人（発信当時）	2021/11/29
	環境管理センターTwitter	ECC	フォロワー：約1,000人（発信当時）	2021/11/29

略称) ECC：(株) 環境管理センター、JEMAI：(一社) 産業環境管理協会

表Ⅲ.3-2 YouTube アクセス解析（令和4年3月11日現在）

項目	内容
視聴回数	4,342回 ユニーク視聴者 <sup>1</sup> ：3,142人 リピーター：199人が計1,200回視聴
検索の状況	YouTube内での検索から視聴された回数：494回（全体の11.4%） 検索ワード：上位から、土壌汚染、土壌汚染対策法、経済産業省、水質汚濁 土壌汚染

<sup>1</sup> 一定の期間内にチャンネルの動画を視聴した推定の視聴者数。1人が複数回視聴しても1人とカウントされる。

#### IV. 検討会について

事業者等が適切かつ円滑な土壌汚染対策を進めるうえで、必要とする情報について整理、検討をするための検討会を開催した。

##### 1. 検討会の開催

土壌汚染対策に係る法制度運用について事業者等が抱える課題に関する検討会を開催した。

土壌汚染対策の専門家、事業者及び地方自治体の土壌汚染対策業務担当者等によって構成する検討会を3回開催した。検討委員を表IV. 1-1に示す。

検討会の実施にあたっては、事業者に近い立場の検討委員（巢山委員、中島委員、丸山委員）に、①自治体間で異なる法令解釈、及び、②臨海部特例区域の活用促進、について事前に事例等のヒアリングを行い、整理した内容を基に検討を実施した。

検討会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、希望者はWEB参加も可能とした。なお、Web 会議システムは、Cisco Webex meeting を用いた。

表IV. 1-1 検討委員

(敬称略、五十音順)

氏名	ご所属
在原 潤	千葉県 環境生活部水質保全課 副課長
◎小林 剛	横浜国立大学 大学院環境情報研究院 人工環境と情報部門 准教授
重田 一夫	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 課長代理
巢山 廣美	元経団連環境管理 WG 委員、元石油連盟環境部会 土壌 WG 主査、 石油会社サステナビリティ戦略アドバイザー
中島 誠	国際航業株式会社 フェロー 防災環境事業部 (地盤環境研究)
丸山 俊秀	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全委員会環境部会 主査 株式会社ダイセル レスポンシブル・ケア室

◎：委員長

### 1.1 第1回検討会 開催概要

■日時：令和3年10月21日（木）13：30～15：50

■場所：AP日本橋Dルーム（web併用）

■出席者（敬称略）

（委員）：在原潤 ◎小林剛 重田一夫 巢山廣美  
中島誠 丸山俊秀 （◎委員長）

（経済産業省）：産業技術環境局 環境管理推進室  
上條室長、村松室長補佐、米田係長

（事務局）：株式会社環境管理センター 小西、椎木、仲地

■議事

- （1）自治体間で異なる法令解釈について
- （2）臨海部特例区域の活用促進について

### 1.2 第2回検討会 開催概要

■日時：令和3年12月22日（水）13：35～15：50

■場所：AP日本橋Eルーム（web併用）

■出席者（敬称略）

（委員）：在原委員代理 ◎小林剛 重田一夫 巢山廣美  
中島誠 丸山俊秀 （◎委員長）

（経済産業省）：産業技術環境局 環境管理推進室  
上條室長、村松室長補佐、米田係長

（事務局）：一般社団法人産業環境管理協会 柏木  
株式会社環境管理センター 小西、椎木、仲地

■議事

- （1）土壌汚染対策法の土地所有者にとっての問題
- （2）中小企業等への普及啓発について

### 1.3 第3回検討会 開催概要

■日時：令和4年2月16日（水）15：00～17：13

■場所：web 開催

■出席者（敬称略）

（委員）：在原委員代理 ◎小林 剛 重田 一夫 巢山 廣美

中島 誠 丸山 俊秀 （◎委員長）

（経済産業省）：産業技術環境局 環境管理推進室

上條室長、村松室長補佐、米田係長

（事務局）：一般社団法人産業環境管理協会 柏木

株式会社環境管理センター 小西、椎木、仲地

■議事

（1）土壤汚染対策法の土地所有者にとっての課題とその対応案

（2）中小企業等への普及啓発について

## 2. 検討会の内容

### 2.1 土壌汚染対策法の土地所有者にとっての課題とその対応案

第1回検討会においては、①自治体間で異なる法令解釈について、②臨海部特例区域の活用促進について、と題して事前に検討委員にヒアリングした事例等を基に課題抽出を行った。事前ヒアリングの結果概要は以下のとおりである。

#### 事前ヒアリング結果概要

##### ①自治体間で異なる法令解釈について

- 地歴調査や事前相談において、自治体間で指導内容が違う場合がある
  - ・ 自然由来汚染の取り扱い
  - ・ 地歴調査における汚染のおそれの判断
  - ・ 法第3条調査の対象施設
- 自治体により差異があるのは、ある程度当然
  - ・ 土壌汚染対策はその土地固有の問題であり、法を逸脱しない範囲で自治体が自由に運用するのは当然である。
  - ・ 自治体が臨機応変に対応しようとするのは、所有者等の負担を軽減する方向に考えることが多い印象。一律に細かく決めると厳しくなる可能性がある。

##### ②臨海部特例区域の活用促進について

- 産業界が提案した内容や途中の議論と、出来上がった法案の内容が大きく異なり、利用を検討したことはない。

	産業界から提案していた 臨海部特例区域のイメージ	現行法の臨海部特例区域
該当地域	日本製鉄（千葉）跡地、JFE（川崎）跡地、新日鉄堺跡地、神戸製鋼・神戸製鉄所跡地等の広域な土地を想定 （地域単位、工業団地単位で、土地所有者等が共同で申請するイメージ）	指定実績：三重県の1事例のみ （発電所敷地内の工事予定範囲 4,330 m <sup>2</sup> ）
区域指定	なし（特区、法の対象外のイメージ）	形質変更時要届出区域の一種（土壌汚染はあるが、健康被害が生じないと判断された土地）
固定条件	健康被害が生じない土地（一般の人の立ち入りが制限されていること、周辺に飲用井戸がないこと等）	①自然由来、水面埋立て土砂由来（第二溶出量基準適合）の汚染のみ（人為由来汚染のある土地は不可、ただし人為由来の「汚染のおそれが少ない土地」は可） ②健康被害が生じない土地（工業専用地域等で、地下水流向下流も住居等の建設ができない土地）
区域外への土壌の搬出	地歴調査で汚染の恐れがあると判断される特定有害物質について調査を実施	搬出に着手する14日前までに法第16条の届出（汚染土壌の搬出届）が必要。認定調査は可能（指定の対象となった特定有害物質について調査）

- 臨海部特例区域になることで汚染地とみなされ資産価値が下がることが問題である。
- 日本で土地利用の固定は難しく、事業場ごとに管理する方が現実的である。  
(区域内の A 工場は有害物質を使っておらず、B 工場で多項目・高濃度汚染がある場合、その中で土壌が自由に動く可能性があれば、A 工場も「汚染されている」と認識される。全域が他の事業者の汚染を被らなくてはならなくなる。)
- 土壌汚染対策はサイト・地域単位で実施すべきである。  
(臨海部の地域全体で価値向上を考えるべきである。そのためには、土壌汚染の対策は企業 1 社でなく、企業群と自治体が一緒になって、地域固有の土地利用をしなければならない。)

第 2 回検討会においては、第 1 回で挙げた課題を①汚染のおそれの判断について、②自然由来特例区域について、③臨海部特例区域について、に区分し、さらに課題抽出と対応の検討を行った。

第 3 回検討会においては、①汚染のおそれの判断について、②自然由来特例区域について、③臨海部特例区域について、第 2 回の検討内容を取りまとめた対応案を基に、さらに検討を行った。

### (1) 汚染のおそれの判断について

土壤汚染対策法の第二種特定有害物質である重金属等の化合物については、健康被害が生じることが考えにくい物質も含まれる可能性がある。こうした物質に関して法所管省庁から「フロン等については、土壤汚染対策法の特定有害物質であるが、自治体の判断により試料採取の対象としないことは妨げない」との口頭説明がなされた経緯はあるが、調査（試料採取）対象物質や使用量の目安の公表はない。

こうした物質に関する情報が充実していない現状においては、土地所有者等が健康被害の生じるおそれが考えにくいと思われる物質・使用状況について調査を求められる懸念がある。（表IV. 2-1 参照）

表IV. 2-1 第二種特定有害物質と土壤調査が必要とされた物質の例

第二種特定有害物	ヒアリングで挙げられた、使用履歴をもとに土壤調査が必要とされた物質
カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一部のシアン化合物 フロン（ふっ素及びその化合物） テフロン（ふっ素及びその化合物） 窒化ホウ素（ほう素及びその化合物）

検討会で挙げた意見を基に、汚染のおそれの判断に関する課題とその対応案を表IV. 2-2 に示す。

なお、表IV. 2-2 の主に3～5に付随する意見として、「化学物質は多数ある。その度に法改正や調査方法の検討をしては追いつかない。物質の問題より健康被害を出さない方法を考えるべき。」との意見も挙げた。

表IV. 2-2 の6に付随する意見として、指定調査機関同士は情報交流がないため、ガイドラインに示されている報告フォーマットを拡充し使いやすくすることや、間違いを含んだ報告書をチェックするような実践的研修の実施などにより、技術力の底上げをしてはどうかとの意見が挙げた。一方で、土壤調査のみでビジネスが成り立っている指定調査機関は少なく、技術力の底上げのために投資する動機が少ない状況であるとの意見もあった。さらに、土壤汚染対策法の地歴調査に関しては免責の考え方（調査範囲を示し、確認できたもの以外の問題が起きた際には責任を負わない）が示されておらず、土地所有者が情報提供に非協力的な場合は対応に苦慮するという意見もあった。

表Ⅳ.2-2 汚染のおそれの判断に関する課題とその対応

	課題（要望）	対応
1	<p>全国の土地利用履歴調査結果と土壌汚染状況調査結果のデータを集め、どのような汚染のおそれです料採取が行われ、基準適合/不適合であったかを整理し、情報提供してほしい。</p>	<p>法所管省庁への要望として整理する</p>
2	<p>試料採取の対象とするかどうかについて自治体の判断に任せるだけでなく、ある程度の方針を示してほしいと考える自治体・指定調査機関が多い。一方で、「1」の情報を基に、自治体裁量の余地を残した形を希望する自治体もある。</p>	<p>法所管省庁への要望として整理する</p>
3	<p>土壌汚染対策法の対象となる化学物質について、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法：経済産業省、厚生労働省、環境省 所管）」等の化学物質関連法令と整合していることが望ましい。</p>	<p>法所管省庁への要望として整理する</p>
4	<p>健康被害の可能性のない物質の使用履歴があったとしても、試料採取の対象とする必要はない。もし、健康被害の可能性のある物質で土壌溶出量試験、土壌含有量試験で検出されない物質があるならば、測定方法を検討すべきである。</p>	<p>法所管省庁への要望として整理する</p>
5	<p>（3. 4. に関連して）化学物質に詳しい企業、団体、専門家等から環境省に情報発信があるとよい。</p>	<p>3. 4. の検討に際して、化学物質に詳しい企業、団体、専門家等から適切な情報提供がなされるよう協力する</p>
6	<p>指定調査機関、土壌汚染調査技術管理者の技術力にばらつきが大きい。是正してほしいとの声があるが、立場により感じ方が異なることから、関係者間で統一的理解が進んでいないことが問題の一因であると考えられる。</p> <p>例えば、調査費用を負担したり、区域指定を受ける立場の土地所有者側から見ると、調査規模は小さい方がよいという意識が働き、自治体や指定調査機関のおそれの判断が過剰・不適切なのではないかと感じることがある。自治体から見ると、土地所有者（指定調査機関）は汚染のおそれを低く見積もりがちであると感じることがある。指定調査機関側から見ると「おそれ」を見逃してしまうことのリスクがビジネス上で非常に高い一方で、顧客（土地所有者）からは調査規模を最小限に抑えたい要求がある。また、自治体により汚染のおそれの判断に差があるため、事前相談をしながら合意形成をしている実態がある。</p>	<p>今後、関係者間で協議を行う場合に参考とする意見として整理する。</p>

## (2) 自然由来特例区域について

自然由来特例区域は形質変更時要届出区域の一種であり、区域の指定を受けると、その他の形質変更時要届出区域（臨海部特例区域を除く）と同様に、形質変更の14日前までに「法第12条 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出書」（汚染土壌を搬出する場合は「法第16条 汚染土壌の区域外搬出届出書」も）を都道府県知事へ提出する必要がある。自然由来特例区域とその他の形質変更時要届出区域の違いは表IV.2-3に示すとおりである。

自然由来特例区域は、元々汚染が広がっている土地であって土地の形質の変更に伴い新たに帯水層を汚染するものではないこと及び第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染はないことから、調査省略を行った場合の汚染状態、工事の施工方法（施行方法の基準）は一般管理区域と比較すると緩和されている。しかしながら、地質的に同質な状態で汚染が広がっていることから、土壌汚染を除去して区域指定を解除することは困難である。

表IV.2-3 自然由来特例区域とその他の形質変更時要届出区域の違い

区域名 (指定数 R3.9 現在※)	区域の概要説明	主な土壌調査	土壌汚染状況調査の省略を行った場合	施行方法の基準 【第一帯水層内の 工事の概要】
自然由来特例区域 (245)	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染状態が自然に由来</li> <li>第二溶出量基準適合</li> <li>人為由来汚染が無い</li> </ul>	自然由来汚染調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>900m×900m毎に2地点</li> <li>10mボーリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌溶出量基準不適合</li> <li>土壌含有量基準不適合</li> </ul>	帯水層に接する工事に関する内容（地下水位の管理、地下水の水質の監視、鋼矢板等での遮水）は適用除外
埋立地特例区域 (28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染状態が水面埋立て土砂に由来</li> <li>昭和52年3月15日以降に埋立開始(廃棄物無)</li> <li>第二溶出量基準適合</li> <li>人為由来汚染が無い</li> </ul>	水面埋立て土砂由来汚染調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>30m×30m毎に1地点</li> <li>10mボーリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌含有量基準不適合</li> </ul>	帯水層に接する工事に関する内容（地下水位の管理、地下水の水質の監視、鋼矢板等での遮水）は適用除外
埋立地管理区域 (280)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地</li> <li>工業専用地域（又は同等の土地）</li> </ul>	人為等由来汚染調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染のおそれが多い土地は10m×10m毎、汚染のおそれが少ない土地は30m×30m毎に、土壌ガス及び土壌調査（汚染のおそれが生じた位置が地表であれば表層土壌調査）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二溶出量基準不適合</li> <li>土壌含有量基準不適合</li> </ul>	地下水位の管理または地下水の水質を監視して実施
一般管理区域 (指定数明記なし。形質変更時要届出区域は3,032件。ただし、区域は重複する場合がある。)	上記以外の形質変更時要届出区域			地下水位の管理及び地下水の水質を監視して実施（第一種特定有害物質の汚染、第二溶出量基準不適合の場合は準不透水層まで鋼矢板等で遮水の必要あり）

※：土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧（環境省）<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

自然由来汚染<sup>2</sup>の取り扱いについては、事業者、自治体ともに対応に苦慮している実態がある。これらの課題の一因としては、自然由来汚染土壌の分布が明確になっていないことが挙げられる。また、自然由来汚染は一帯に汚染が広がっているが、その濃度や地下水汚染の有無、分布深度等は地域によりさまざまであることから、土壌汚染対策法で一律に運用することは難しいのではないかとの意見が挙げられた。

自然由来特例区域に関する課題と対応を表IV.2-4に示す。

なお、ここでいうバックグラウンド濃度地図は基準値前後の自然由来汚染の有無を知るための地図と考えられるが、「バックグラウンド濃度」という用語の定義はさまざまであり、人為由来汚染が含まれる場合もあることに留意が必要との意見があった。

また、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という）から一部地域について公表されている「表層土壌評価基本図」の調査地点は、土壌調査が容易な河川敷に偏在しているという問題点があるとされている。さらに、北欧等は土壌層が薄いため、表層土壌地図だけでも実用に耐えるが、日本は土壌層が厚いため、三次元データが必要であるとの意見があった。バックグラウンド濃度地図に関しては、委員から以下のような情報提供があった。

- ✓ 過去にバックグラウンド濃度地図整備の機運が高まった際には風評被害の懸念からデータベース化できなかった経緯があるが、近年は自然由来汚染の存在に関する認識が進んだのではないか。（一方で、「風評被害を非常に気にしている」との意見もあった。）
- ✓ 日本では、土壌汚染物質のバックグラウンド地図の整備に比べると、三次元地質データ（ボーリングデータ）の蓄積は進んでいる。

---

<sup>2</sup> 専ら自然に由来し、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に不適合となるもの

表Ⅳ.2-4 自然由来特例区域に関する課題と対応

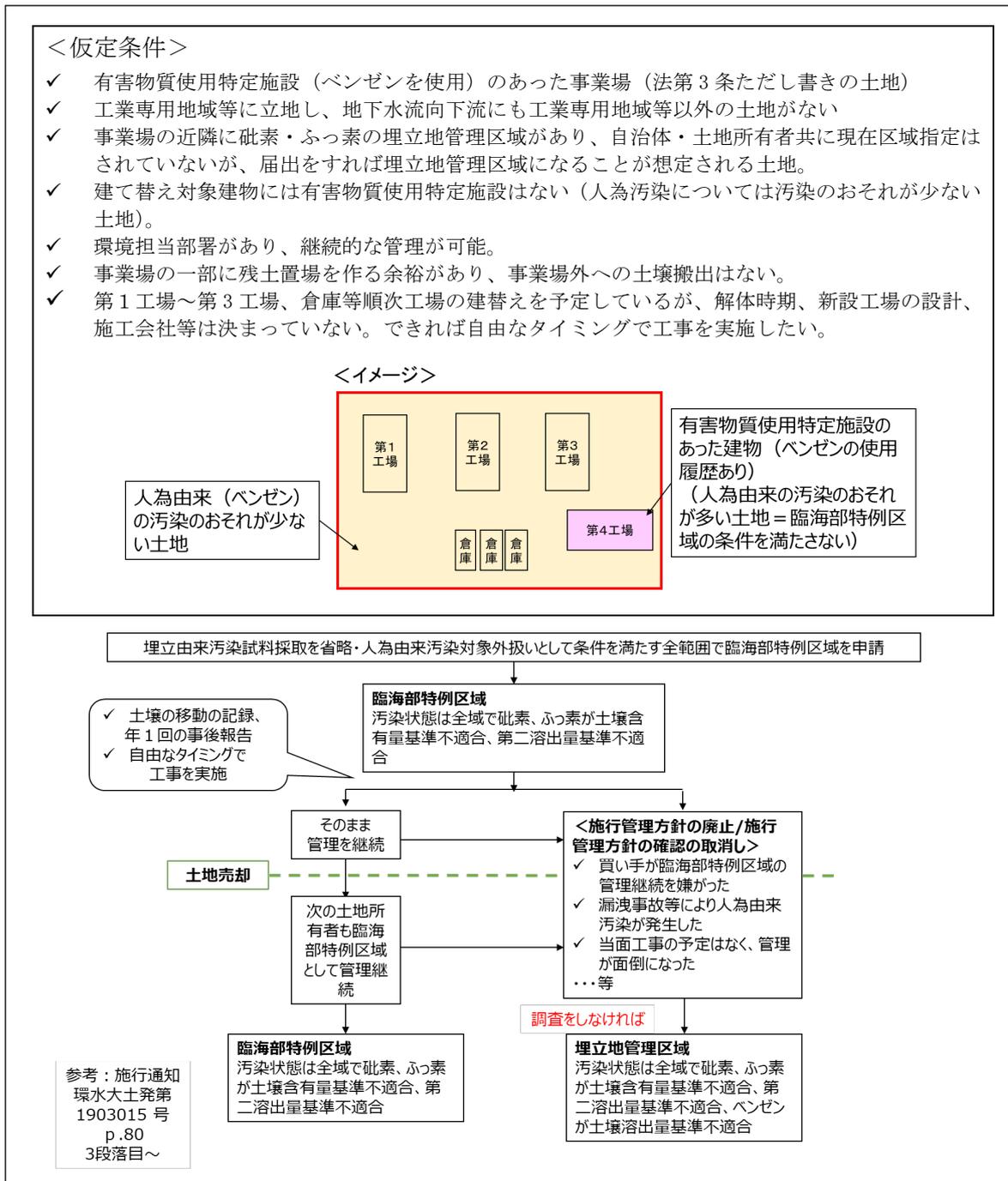
	課題	対応
1	バックグラウンド濃度のマップがなく、企業は自然由来汚染リスクが分からない。	<p><b>【調査】</b></p> <p>法所管省庁等と議論を行う場合の基礎資料とすることを目的に、国内外の土壤汚染物質バックグラウンド濃度地図の整備状況の把握を実施することが考えられる。</p> <p>(例) 産総研・有識者等へのヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地図整備状況及び今後の整備計画</li> <li>・地図情報の公開に伴い課題（風評被害の懸念等）があったか</li> <li>・土壌リスク評価ツールの可能性</li> <li>・諸外国のバックグラウンド濃度地図の整備状況（必要に応じて、将来的に地域ごとに文献調査、現地調査等を実施）</li> </ul> <p>今後、関係者間で協議を行う場合に参考とする意見として整理する。</p>
2	自然由来汚染の基準は全国一律基準ではなく、バックグラウンド値を把握した上で、地域ごとに設定する方がいいのではないか。	
3	自然由来特例区域では、健康被害が生じないレベルであれば社会的に寛容に扱ってもよいのではないか。リスクの見える化が必要ではないか。	
4	自然由来汚染の場合は、土地の形質の変更が調査契機になる場合が多いが、もともと汚染が広がっている地域に対して、形質変更するところだけ指定されるのは違和感がある。	
5	自然由来汚染は、土壤汚染対策法でなく、別の法体系を検討してもよいのではないか。	

### (3) 臨海部特例区域について

#### ① 現行法の臨海部特例区域に関して

事前ヒアリングで現行法の臨海部特例区域の利用意欲が低かったことから、第1回検討会において、試料採取を省略して臨海部特例区域の指定を受けた場合のメリット・デメリットをまとめた資料を基に、現行法の臨海部特例区域の利用促進に関する検討を行った。

試料採取を省略して臨海部特例区域の指定を受ける場合のフローイメージを図IV.2-1に、臨海部特例区域になるメリット・デメリットを表IV.2-5に示す。



図IV.2-1 試料採取を省略して臨海部特例区域の指定を受ける場合のフローイメージ

表IV.2-5(1) 臨海部特例区域になるメリット・デメリット（形質変更の際して）

	＜都度、埋立地管理区域指定を受ける＞ 形質変更範囲について埋立由来調査・人為由来調査を実施し、埋立地管理区域の指定を受ける	＜全域で、臨海部特例区域指定を受ける＞ 条件を満たす全範囲について、試料採取を省略して臨海部特例区域の指定を受ける	臨海部特例区域になる メリット・デメリット
調査（試料採取）	埋立由来項目（砒素、ふっ素）は900㎡毎に10mボーリング、ベンゼンは900㎡毎に土壌ガス調査（土壌ガスが検出されれば分布に応じて10mボーリング）	なし	メリット 調査をしなくてよい
区域指定の範囲	形質変更範囲（調査範囲）のうち、基準不適合となった区画	申請した全域	デメリット 汚染があるとみなされる面積が広く、資産価値に影響する可能性がある
台帳上の汚染状態	調査結果により基準不適合区画が、汚染の種類、濃度に応じて指定される	汚染状態は全域で砒素、ふっ素が土壌含有量基準不適合、第二溶出量基準不適合	デメリット 最も厳しい汚染状態とみなされ、資産価値に影響する可能性がある
着手制限等	区域の指定後、形質変更時要届出区域内については、形質変更届（法第12条）を提出。（法第3条第7項と法第12条を同時提出可能な自治体の場合は14日間、そうでない場合はそれ以上の期間、工事に着手できない）	なし	メリット 届出不要・着手制限なし

表Ⅳ.2-5(2) 臨海部特例区域になるメリット・デメリット  
(形質変更時以外の対応について)

	<都度、埋立地管理区域指定を受ける> 形質変更範囲について埋立由来調査・人為由来調査を実施し、埋立地管理区域の指定を受ける	<全域で、臨海部特例区域指定を受ける> 条件を満たす全範囲について、試料採取を省略して臨海部特例区域の指定を受ける	臨海部特例区域になる メリット・デメリット
日常管理	なし	土壌の移動を記録し、年1回報告	-
施行管理方針の廃止後	-	申請した全域が埋立地管理区域になる。  土壌の移動の記録がない場合、施行管理方針の廃止後全域で土壌調査が必要になる。 試料の採取を省略することもできるが、その場合は申請した全域の土壌が砒素、ふっ素が土壌含有量基準不適合、第二溶出量基準不適合となる。試料採取の対象外扱いとした、ベンゼンについて調査対象となり、調査省略すれば土壌溶出量基準不適合扱いとなる。	前頁「台帳上の汚染状況」参照  【過去の調査結果があるケース】 基準適合区画、第二溶出基準適合区画が多い土地は記録漏れ・報告忘れがデメリットとなる。
法第3条ただし書の確認の取消し時(法第3条の調査契機)	全域で調査を実施する。 過去の調査結果を利用できるかどうかは、その後の地歴調査による。 試料採取を省略する場合は、土壌含有量基準不適合、第二溶出量基準不適合となる。	全域で調査を実施する。 過去の調査結果を利用できるかどうかは、その後の地歴調査による。 試料採取を省略する場合は、土壌含有量基準不適合、第二溶出量基準不適合となる。	-
認定調査無しで区域外へ土壌搬出	埋立地管理区域に指定されている区画の土壌は、汚染状態に合った処理施設へ搬出	砒素、ふっ素が土壌含有量基準不適合、第二溶出量基準不適合扱いとして搬出。(ベンゼンについては施行管理方針によると思われる)	デメリット 第二溶出量基準不適合土壌の処理施設は少なく、処理費も高額
認定調査を実施後、区域外へ土壌搬出	埋立地の調査は、900㎡に1地点であるため、指定された30m格子の内、未調査の区画について100㎡毎に認定調査を実施する。	100㎡毎に砒素、ふっ素、ベンゼンの認定調査(土壌分析)を実施し、濃度を確認することになる。	デメリット 認定調査の対象土量・項目は臨海部特例区域の方が高い可能性が高い

第1回から第3回までの検討を通じて、現行の土壤汚染対策法における臨海部特例区域は土地所有者にとってメリットがないので利用されていない、という認識であった。利用されない理由として挙げた意見のうち、臨海部特例区域制度に特有の課題は、

- 人為由来汚染が対象外で利用しにくい
  - 広域（地域）での利用が想定されていない
- である。

ただし、こうした課題が解決されたとしても、企業は臨海部特例区域制度を利用しないと思われるので、現行制度をベースにした改善提案は特になく、との意見もあった。

これらの内容は、土壤汚染対策法に関する意見として整理することとした。

## ②汚染土壤の管理と土壤汚染に対する捉え方について

臨海部特例区域は形質変更時要届出区域の一種であるため、臨海部特例区域制度を活用するためには、形質変更時要届出区域の指定を受けることになる。形質変更時要届出区域の指定を受けた場合、施行方法の規則が適用されたり、資産価値低下の懸念等のデメリットの方が、形質変更時の事前届出が不要になるメリットより大きいと捉えられている。

表IV.2-4に示す課題は、臨海部特例区域の議題の中で挙げた課題であるが、臨海部特例区域に限らず、形質変更時要届出区域全てに共通する問題であると考えられるため、汚染土壤の管理と土壤汚染に対する捉え方の問題として取り扱うこととした。

臨海部特例区域に限らず、土壤汚染対策法では健康被害が生ずるおそれがない土壤汚染については「形質変更時要届出区域の指定をして汚染土壤を管理する法体系」になっている。一方で、土地所有者等は「形質変更時要届出区域の指定をできれば受けたくない」と考える傾向がある。

土地所有者等が「形質変更時要届出区域の指定を受けたくない」意識の根底には、資産価値の減少をはじめとした、社会全体の土壤汚染に対する捉え方の問題があると考えられる。

汚染土壤の管理と土壤汚染に対する捉え方に関する課題とその対応を表IV.2-6に示す。

表IV. 2-6 汚染土壌の管理と土壌汚染に対する捉え方に関する課題とその対応

	課題	対応
1	敷地全体で臨海部特例区域の指定を受けると、小規模工事でも施行管理方針に則って工法制限がかかるため、区域指定を受けず、工法の制約を受けない方が得だと考える。	<p>【普及啓発】（主に事業者に対して）</p> <p>普及啓発資料等の作成にあたって以下の視点を盛り込む。</p> <p>➤ （臨海部特例区域候補地のように）汚染が想定される土地においては、法の対象・対象外に関わらず、汚染が拡散しないよう留意が必要である。汚染が広がってから対策をすると、却って処理費用がかさむ可能性がある。</p>
2	汚染地とみなされ資産価値が下がる。	<p>【普及啓発】（主に事業者、不動産業者等に対して）</p> <p>普及啓発資料等の作成にあたって以下の視点を盛り込む。</p> <p>➤ 基準不適合土壌の存在が健康被害に直結するわけではない。暴露経路を遮断して管理されていることが重要である。</p> <p>➤ 土壌汚染対策は、掘削除去だけではない。高額な対策費用をかけず、汚染土壌を残置して管理することもできる。</p>
3	不動産、土地は企業資産のかなりの部分を占める。大気や水質の規制とは異なり、資産価値の保存を考える仕組みが必要。	
4	汚染土壌が残置されるとその後どうなるのか、という想像がつかない。	

#### （４）その他

第3回検討会において、その他、土壌汚染対策に関して課題であると感じることとして、以下のような意見が挙げられた。

- ✓ 汚染土壌処理施設が増え、適正な競争原理により処理費用の低減が図られるように、また、優秀な指定調査機関が増えるような環境にし、負担を減らしていくことが重要である。
- ✓ 土壌汚染に関しては、暴露経路が絶たれ、健康リスクが出ない状態で管理されている土地が最も安心できる状態である。土地所有者もそのような価値観で捉えてほしい。
- ✓ 公益財団法人日本環境協会の土壌汚染対策基金制度の活用が広がるとよいのではないかと。

## 2.2 中小企業等への普及啓発について

第1回検討会においては、中小事業者が利用しやすい易しい資料が少ないとの意見が挙げられた。第2回検討会においては、より具体的な普及啓発、中小企業支援のアイデアが挙げられた。これらは、次年度以降の普及啓発、中小企業支援の取り組みの基礎資料とする。

### (1) 普及啓発等のアイデア

#### ① 普及啓発資料案

臨海部特例区域に関する議論での対応案として挙げた内容も含め、不動産業者、事業者（土地所有者等）に対する普及啓発のアイデアとして挙げた内容は以下のとおりである。

表IV.2-7 事業者（土地所有者等）等に対する普及啓発のアイデア

対象（誰に）	内容（何を）
事業者	暴露経路を遮断して健康被害を防止することが重要であることの普及啓発。※
事業者	汚染土壌を残置して管理することをイメージできる事例の収集とその普及啓発。※
不動産会社	基準不適合土壌の存在が健康被害に直結するわけではない。暴露経路を遮断して管理されていることが重要である。汚染された土地を買ったら何が起こるのか、不安解消となる資料作成とその普及啓発。
事業者	中小企業が汚染土地の売却にあたり金融機関等から不当に資産を減額されないために、廃業する場合や土地を移転する場合を想定した資料作成とその普及啓発。
事業者	（臨海部特例区域候補地のように）汚染が想定される土地においては、法の対象・対象外に関わらず、汚染が拡散しないよう留意が必要である。汚染が広がってから対策をすると、却って処理費用がかさむ可能性がある、ということの普及啓発。※

※ 「(2) 来年度の普及啓発案」に取り込んだ内容

## ②操業中対策の推進

中小企業は、廃業時に土壌調査を実施することが多いため、土壌汚染が見つかったも対策費用がなく、土地が塩漬けになるケースが散見される。そこで、情報発信や、インセンティブを与える工夫などで、操業中からの土壌汚染対策を推進するアイデアが挙げられた。

表IV.2-8 操業中対策推進のアイデア

対象（誰に）	内容（何を）
事業者	操業中対策をすることのメリットを普及啓発資料で大々的に謳う。※ <ul style="list-style-type: none"><li>・ 汚染を早い段階から把握することができ、それにより汚染を狭い範囲にとどめ対策をとることができる。</li><li>・ 工法の選択肢も広がり、費用面でも、お金を借りやすくなる。</li><li>・ 特に高濃度汚染の場合は放置するより早く対策した方がよい。</li><li>・ 操業中から対策をとることがデメリットではないという事例紹介等</li></ul>
操業中対策を実施した事業者	操業中対策をした事業者へは、表彰等のインセンティブがあってもよい。また、操業中対策し、その後地下浸透防止措置をした場合は廃業時の調査は地歴調査のみで良いとしてもいいのではないかと。 (ただし、汚染しない方がより良いのでバランスが必要との意見もあり)

※ 「(2) 来年度の普及啓発案」に取り込んだ内容

### ③土壌汚染対策を経営の問題として捉える

土壌汚染対策を経営の問題として捉え、中小企業に経営支援を実施する立場の人に土壌汚染について知ってもらい、間接的に中小企業にアドバイスを届けるというアイデアが挙げられた。

表IV. 2-9 土壌汚染対策を経営の問題として捉える視点からの普及啓発のアイデア

対象（誰に）	内容（何を）
中小企業経営支援団体	土壌汚染の対策が経営として大切である、という内容を以下の2段階で周知してはどうか。※ 第1段階：土壌汚染の対策が経営として大切である 第2段階：どう対応するか
中小企業診断士等	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士や技術管理者だけではなく、中小企業診断士、行政書士等がチームを作って土壌汚染対策支援をする仕組みがあるとよい。</li> <li>中小企業診断士等（各地域の中小企業診断士協会、行政書士連合会等）へ土壌汚染対策に関する情報を発信することも重要。※</li> </ul>

※「(2) 来年度の普及啓発案」に取り込んだ内容

### ④その他の中小企業支援（相談窓口の拡充、融資等）

中小企業の土壌汚染に関する相談窓口の拡充や調査対策資金の調達に関する支援に関する意見等は以下のとおりである。

表IV. 2-10 その他の中小企業支援（相談窓口の拡充、融資等）の案

対象（誰に）	内容（何を）
自治体	土壌汚染対策アドバイザー制度（東京都、横浜市）の紹介と、制度実施を希望する自治体へ、国が支援できればよい。
中小企業	届出書を作成し提出するのでも中小企業には負担である。届出に対する支援があるとよい。
中小企業支援団体	（再掲）技術士や技術管理者だけではなく、中小企業診断士、行政書士等がチームを作って土壌汚染対策支援をする仕組みがあるとよい。
土壌汚染調査・対策を実施する事業者	株式会社日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金は平成30年度より土壌汚染対策関連についても対象となっている。本融資制度の広報を継続して実施し、利用促進を図る。※
国・自治体等	対策を講じなければならないと予想した場合に利用できる積立助成金や税制措置といった支援措置も検討してほしい（過年度業務より）。環境省には「土壌汚染対策基金制度」があるため、支援の一つとして位置付けることができる。税制措置等の助成措置については今後の検討課題である。

※「(2) 来年度の普及啓発案」に取り込んだ内容

## (2) 来年度の普及啓発案

- 土壌汚染対策を経営の問題として捉え、操業中対策も含め中小企業に注意喚起を促す資料（ハンドブック等）を作成する。
- 広報の対象に中小企業経営支援団体、中小企業診断士、不動産事業者等を含める。

### ①紹介する主な内容（案）

- ✓ 中小企業向けの土壌汚染対策法の概要（本年度作成した映像資料）
- ✓ 廃業時に土壌汚染が判明し、対策費用が捻出できないケースがある。そのような事態を避けるためにも、土壌汚染対策を経営の問題と捉えることが重要である。
- ✓ 法3条第1項の調査（有害物質使用特定施設廃止時の調査）では約半数で土壌汚染が見つかった。
- ✓ 地歴調査だけでも早め実施しておくことが望ましい。
  - 使用している（いた）化学物質やその使用場所、状況等を確認しておくことが大切である。特に、化学物質や廃棄物の管理が現在ほど厳しくなかった時代の記録・記憶は、当時を知る人がいるうちに整理しておいた方がよい。
- ✓ 地歴調査の結果、汚染のおそれがあると思われる場合（特にVOC）に検討した方がよい内容を記載する。
  - 操業中から対策を行うことで、汚染が拡散する前の比較的狭い範囲での対策で済む場合がある。また、工法の選択肢も広がり、費用面でも対応しやすい。
  - 基準不適合土壌＝健康被害ではない。また、対策＝掘削除去だけではない。地下水揚水により時間をかけて濃度を下げする方法や、舗装等により暴露経路を遮断して汚染土壌を残置したまま管理することをイメージできる事例の紹介。
- ✓ 操業中対策の注意点を記載する。
  - 特定有害物質を引き続き使用する場合は、地下浸透防止措置等の管理を徹底しなければ対策後に再度土壌を汚染する可能性がある。
  - 土壌汚染対策法の改正により、特定有害物質が追加される場合や、基準値が厳しくなる場合がある。
  - 今後の事業計画等に鑑みて調査・対策を考える必要がある。
- ✓ 株式会社日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金の紹介

## ②主な広報対象

中小企業には、専任の環境担当がないことも多く、土壌汚染に関心を持つ事自体が少ない。また、土壌汚染に関心を持ってもらう資料を作成しても、業界団体等に所属していない中小企業には情報を届けることが難しい。そこで、中小企業の経営支援を行っている団体等にも土壌汚染対策について知ってもらうことで、間接的に適切なアドバイスが届くことを期待する。

中小企業支援団体に関しては、本年度作成した映像資料「ご存じですか？土壌汚染対策法のこと」の広告依頼を通して接点ができた団体もある。

- ✓ 経済産業省 中小企業庁 ミラサポ plus 中小企業向け補助金・総合支援サイト  
(専門家相談窓口)
- ✓ 中小機構 (独立行政法人 中小企業基盤整備機構) (経営相談)
- ✓ 中小企業診断士等 (各地域の中小企業診断士協会、行政書士連合会等)
- ✓ その他、商工会議所、自治体等の経営相談窓口等
- ✓ 不動産業者 (全宅連)、特定工場、事業者団体、自治体等

### 3. まとめ

検討会で議論された事項のうち、次期土壤汚染対策法の改正等に際して、制度のあるべき姿について関係者間で協議を行う場合に参考となる意見・情報を抜粋し、とりまとめた。

#### 3.1 法所管省庁への要望として整理する事項

- ✓ 全国の土地利用履歴調査結果と土壤汚染状況調査結果のデータを集め、どのような汚染のおそれですり採取が行われ、基準適合/不適合であったかを整理し、情報提供してほしい。すり採取の対象とするかどうかについて自治体の判断に任せるだけでなく、環境省にある程度の方針を示してほしいと考える自治体・指定調査機関が多い。一方で、前述の情報を基に、自治体裁量の余地を残した形を希望する自治体もある。
  
- ✓ 土壤汚染対策法の対象となる化学物質について、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法：経済産業省、厚生労働省、環境省 所管）」等の化学物質関連法令と整合していることが望ましい。健康被害の可能性のない物質の使用履歴があったとしても、すり採取の対象とする必要はない。もし、健康被害の可能性のある物質ですり溶出量試験、土壌含有量試験で検出されない物質があるならば、測定方法を検討すべきである。このような検討に際しては、化学物質に詳しい企業、団体、専門家等から適切な情報提供がなされるよう協力する。

### 3.2 今後、関係者間で協議を行う場合に参考とする事項

#### (1) 汚染のおそれの判断について

指定調査機関、土壤汚染調査技術管理者の技術力にばらつきが大きい。是正してほしいとの声があるが、立場により感じ方が異なり、関係者間で統一的な理解が進んでいないことにより、汚染のおそれの判断に混乱が生じている可能性がある。

例えば、調査費用を負担したり、区域指定を受ける立場の土地所有者側から見ると、調査規模は小さい方が良いという意識が働き、自治体や指定調査機関のおそれの判断が過剰・不適切なのではないかと感じることがある。自治体から見ると、土地所有者（指定調査機関）は汚染のおそれを低く見積もりがちであると感じることがある。指定調査機関側から見ると「おそれ」を見逃してしまうことのリスクがビジネス上で非常に高い一方で、顧客（土地所有者）からは調査規模を最小限に抑えたい要求がある。また、自治体により汚染のおそれの判断に差があるため、事前相談をしながら合意形成をしている実態がある。

#### (2) 自然由来特例区域について

- ✓ 自然由来汚染の場合は、土地の形質の変更が調査契機になる場合が多いが、もともと汚染が広がっている地域に対して、形質変更するところだけ指定されるのは違和感がある。
- ✓ 自然由来汚染は、土壤汚染対策法でなく、別の法体系を検討してもよいのではないか。

#### (3) 臨海部特例区域について

- ✓ 現行法の臨海部特例区域は土地所有者にとってメリットがないので利用されていない、という認識であった。利用されない理由としては、①人為由来汚染が対象外で利用しにくい、②広域（地域）での利用が想定されていない、が挙げられた。ただし、こうした課題が解決されたとしても、企業は現行法の臨海部特例区域制度は利用しないと思われるので、現行制度をベースにした改善提案は特になく、との意見もあった。

### 3.3 今後、関係者間での協議に向けた基礎資料収集が必要な事項

自然由来汚染の取り扱いについては、事業者、自治体ともに対応に苦慮している実態がある。これらの課題の一因としては、自然由来汚染土壌の分布が明確になっていないことが挙げられる。そこで、法所管省庁等と議論を行う場合の基礎資料とすることを目的に、国内外の土壌汚染物質バックグラウンド濃度地図の整備状況の把握を実施することが考えられる。

産総研・有識者等へのヒアリング（例）

- ・ 地図整備状況及び今後の整備計画
- ・ 地図情報の公開に伴い課題（風評被害の懸念等）があったか
- ・ 土壌リスク評価ツールの可能性
- ・ 諸外国のバックグラウンド濃度地図の整備状況（必要に応じて、将来的に地域ごとに文献調査、現地調査等を実施）

## 添 付 資 料

## 1. 映像資料台本



# ご存知ですか？ 土壌汚染対策法のこと

---

映像構成台本

---

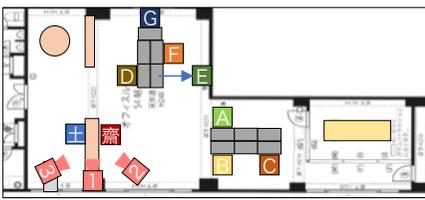
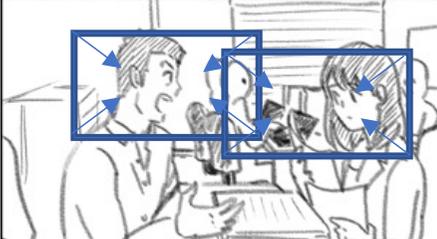
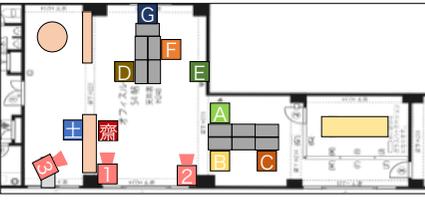
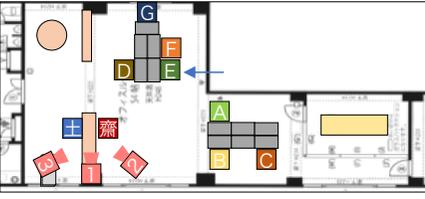
**決定稿**

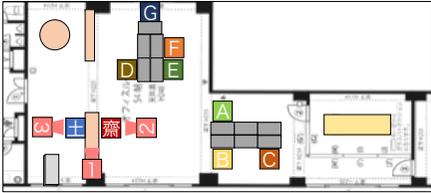
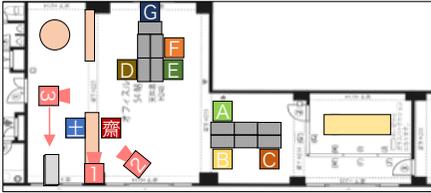
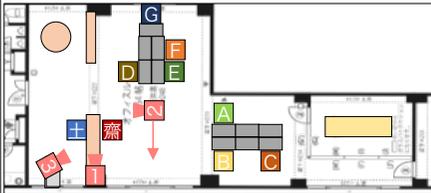
2021年10月7日



一般社団法人産業環境管理協会  
Japan Environmental Management  
Association for Industry

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total	アヴァン	1	黒から明けてオフィス全景 市役所内職場勤務風景 ※担当官電話対応中 ※Ex-F離席し担当官の元へ  ティルトダウンしつつ 担当官寄りへ				衣装は Day 1
LAP Total		2	電話対応している 担当官ワンショット  Ex-F、担当官が受話器を 置くのを見計らい 話しかける			<b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> …はい、はい。ありがとうございます。 それでは失礼いたします（受話器を置く）  <b>【Ex-F】</b> 齋藤さん	
LAP Total		3	担当官とEx-F 担当官ワンショット に近いツーショット Exの顔はほぼ見えない  担当官に来客を伝えるEx-F			<b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> あ、はいっ  <b>【Ex-F】</b> 水質汚濁防止法の特設施設廃止届を提出ご希望の 方がお見えです  <b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> わかりました。対応します	
LAP Total		4	担当官とEx-F デスクナメの並走カット  担当官とEx-F 連れだって歩き出す。 Fは自席へ戻る。 担当官は事業者の待つ カウンターへ				
LAP Total		5	担当官と事業者 相対ツーショット  ※ここまでワンカット  ホワイトアウトして タイトルへ			<b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> お待たせしました。 担当させていただきます、齋藤と申します  <b>【事業者：土尾 攘（つちお まもる）】</b> ケイサン商事の土尾です。よろしくお願いいたします	

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total	1	1		(町工場を背景にメインタイトル) ご存知ですか？ 土壌汚染対策法のこと			衣装は Day 1
ここまで 約1分							
LAP Total		2	タイトル開け、ツー ショットはじっくりZl  置かれた書類から 事業者へパンアップ		 リアングルセットでワンカット通し	<b>【事業者：土尾 攘（つちお まもる）】</b> こちらが（書類を差し出し）用意してきた書類です  <b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 拝見します…ハイハイ、こちらを廃止したいと	書類 ファイル 水質汚濁 防止法 特定施設 廃止届
LAP Total		3	ツーショットは引き続き じっくりZl 事業者と担当官それぞれ ゆっくりZl  話に熱を帯びる事業者と 書類を見つめる担当官を カットバックで			<b>【事業者：土尾 攘（つちお まもる）】</b> (身を乗り出して被り気味に) 新商品のために思い切って専用ラインを入れようかと。 これには社運を賭けてましてね、 軌道に乗れば日本初めてことで、そりゃ	
LAP Total		4	担当官クローズアップ + 動きの止まったオフィス 全景の2C構成  それぞれの忙しい所作が ピタッと止まる（全員） 全景/高田さんCU/Ex-E UP 狙いのTake2			<b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> (被り気味に) <b>あー</b>  (事業者ピタッと動きが止まる) (オフィスにいる全員動きが止まる)	
LAP Total		5	煽りのパンダウン 切り返し  探偵のような担当官と 怯える事業者			<b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 土対法の対象ですね。調査の準備はされていますか？  <b>【事業者：土尾 攘（つちお まもる）】</b> どたいほう？…調査？	

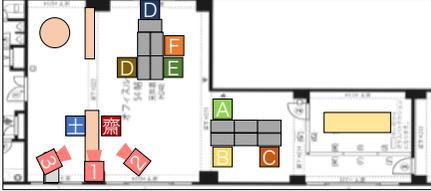
Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		6	ここはワンショットずつ それぞれド正面から			<p><b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            土壌汚染対策法、略して土対法です。</p> <p><b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b>            あーなるほど、土対法ね。うんうん            え！？土壌汚染！？</p>	
LAP Total		7	事業者越しのドリー  カウンターで相対する 担当官と事業者 ※このカットは 字幕強調表現あり			<p><b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            はい。水質汚濁防止法の特定施設のうち、            土壌汚染対策法の特定有害物質を使用している事業場は、            特定施設を廃止する時に土壌汚染の調査をすること            になっているんですよ。</p>	
LAP Total ここまで 約2分 20秒		8	担当官越しのドリー  担当官、セリフ終わりで 姿勢を直す所作 (アクションつなぎ)  担当官セリフは ツーショット			<p><b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b>            これから土壌汚染の調査をしなきゃいけないって            こと！？参ったな…全然わかりませんよ？            土壌汚染のことなんて</p> <p><b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            わかりました。では、これからご説明させていただきます            ですね。</p>	
LAP Total		9	MCパートの導入は奥の 事務エリアがボケてゆく フォーカスドリー  MCパートは手前下手に 担当官配置（共通）			<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            土壌汚染は、なかなか目に見えないので、            気付いたころには汚染が広がっているケースも            多いんです。            常日頃から意識して事業活動を行う必要があります。</p>	
LAP Total		10	他Cはフォローアングル  ※つまづいたところから 再開できるよう			<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            有害物質の漏洩対策など汚染の未然防止活動はもとより、            土壌汚染対策に係る制度を正しく理解しておくことが、            持続可能な事業経営に繋がります。</p>	

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		11				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  まずは、土壤汚染の調査に関する仕組みを中心にご紹介します。</p>	
LAP Total		12				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  日本では、平成14年に土壤汚染対策法が制定され、土壤汚染による人の健康被害を防止するための法制度が整備されました。</p>	
LAP Total		13				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  土壤汚染対策法では、事業者などに土壤汚染状況の調査や、土壤汚染があった場合に適切な管理を求めています。</p>	
LAP Total		14				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  調査のきっかけとしては、主に「有害物質使用特定施設を廃止した時」と、敷地内の工事などで、一定の規模以上の土地の形質が変更する際に調査を求めています。</p>	
LAP Total		15				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  先ほど私が「土壤汚染調査が必要」と言ったのは、「法第3条調査」と呼ばれる、有害物質使用特定施設を廃止する際の調査、こちらに該当したためです。</p>	

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		16				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            土壤汚染対策法では「揮発性有機化合物」「重金属」「農薬等」を特定有害物質として定めています。</p>	
LAP Total		17				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            水質汚濁防止法の特定施設の設置届出書において、これら特定有害物質を含む汚水等の排出等について記載がある場合は、特定施設廃止の際に土壤汚染状況の調査を行う必要があります。</p>	
LAP Total		18				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            土壤汚染対策法では、土地の所有者、管理者又は占有者が指定調査機関に調査を行わせて、その結果を地方自治体に報告しなければなりません。</p>	
LAP Total		19				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            調査結果の報告は原則として施設廃止の日から120日以内に行います。</p>	
LAP Total		20				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            なお、敷地を工場として使い続ける場合などは、地方自治体の確認を得ることで、土壤汚染状況調査を一時的に免除するしくみがあります。</p>	

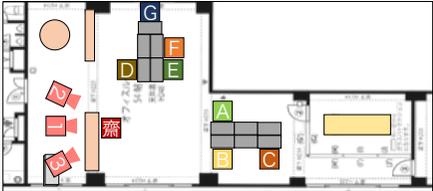
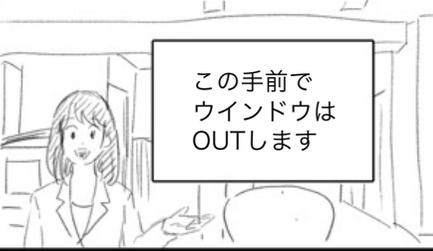
Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		21				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  しかし、調査の一時的免除を受けている土地であっても、面積が900㎡以上の工事を行う場合は調査が必要です。施設の解体、増改築時等ご注意ください。</p>	
LAP Total		22				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  調査の結果、土壌汚染が見つかった場合には、その土地は地方自治体により区域指定され、管理されます。</p>	
LAP Total		23				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  区域指定された土地は、環境省や地方自治体の窓口やwebサイト等で、所在地や汚染物質などの情報が公開されます。</p>	
LAP Total		24				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  管理は、区域指定毎に行われ、健康被害が起こるリスクに応じて要措置区域、形質変更時要届出区域に分けられています。</p>	
LAP Total		25				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  汚染が到達する範囲に飲用井戸がある、誰でも入れる場所に汚染土壌がむき出しになっているなど、健康被害が起きる可能性がある場合は要措置区域に指定されます。</p>	

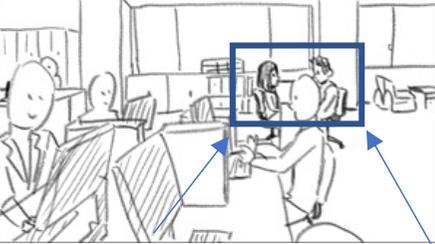
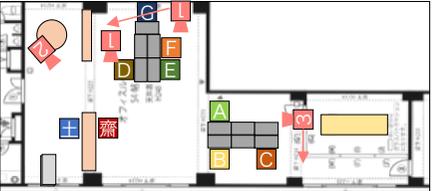
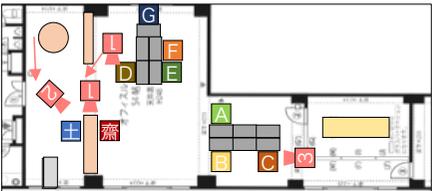
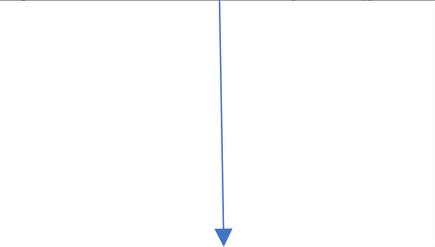
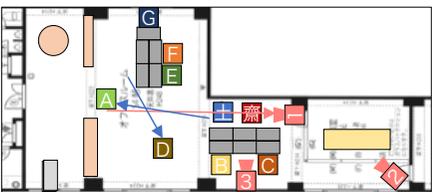
Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		26				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            要措置区域では、原則として工事ができず、            地方自治体の指示に従って、            健康被害を防止するために必要な措置を講ずる            必要があります。</p>	
LAP Total		27				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            形質変更時要届出区域は、土壌汚染の摂取経路がない            ため、すぐに対策をする必要はありませんが、            工事をする際には14日前までに地方自治体への届出が            必要です。</p>	
LAP Total		28				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            また、区域から自由に土壌を搬出することはできません。            工法にも制限があるので、注意が必要です。</p>	
LAP Total		29				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>            どちらの区域においても、区域の指定を解除するた            めには、汚染を浄化したり、汚染土壌を除去する必要が            あります。            （ひと息置いて）            以上が説明になります。いかがですか？</p>	
LAP Total		30	MCパート終了			<p><b>【事業者：土尾 攘（つちお まもる）】</b>            いやあ…            土壌汚染対策の方には目が向いてなかったですね。            助かりました</p>	

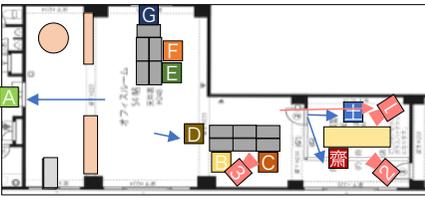
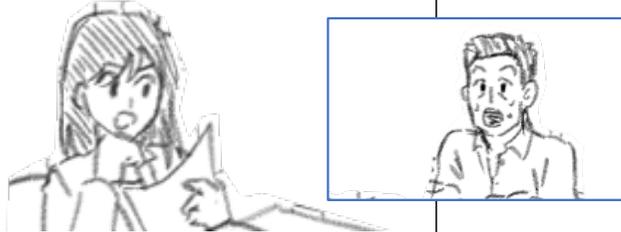
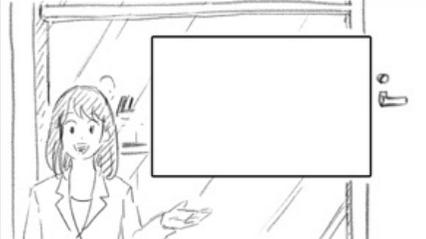
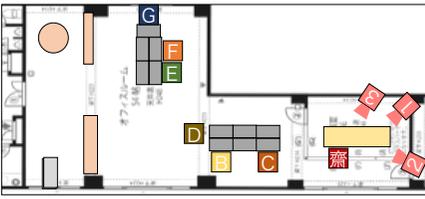
Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		31	ツーショットメイン  タメを作る担当官と ちょっと身構える事業者			<b>【担当官：齋藤 美佳子 (さいとう みかこ)】</b> いえいえ、ではこちらの書類はお預かりいたしますね。 あと…  <b>【事業者：土尾 攘 (つちお まもる)】</b> はい、まだ何か	
LAP Total		32	ここはアップの切り返し 笑顔の担当官と事業者			<b>【担当官：齋藤 美佳子 (さいとう みかこ)】</b> 新商品、うまくいくといいですね  <b>【事業者：土尾 攘 (つちお まもる)】</b> …はい！ どもありがとう	
LAP Total		33	ツーショットゆっくり ZB  黒へFO				
LAP Total							
LAP Total							

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total	2	1	黒から明けて 応接室前  カメラドア正面から (ジンバル使用)	一年後 After One Year			以降 衣装は Day2
LAP Total		2	後ろ姿の担当官が応接室の ドアを閉めて正面を向き、 歩き出す。  会議室のEx-Eと目が合い、 歩きながら軽く会釈			<b>【担当官：齋藤 美佳子 (さいとう みかこ)】</b> (応接室のドアを閉めながら) 失礼いたします	
LAP Total		3	担当官笑顔を含図にカメラ 左へパン→打ち合わせ テーブルにいる事業者を 捉える (ロング)  事業者は携帯での電話を 終えて切る仕草			<b>【担当官：齋藤 美佳子 (さいとう みかこ)】</b> あ	
LAP Total		4	メモ帳片手にスケジュール を確認している事業者 へ駆け寄る  担当官下手から再び フレームイン。 事業者とツーショットに			<b>【担当官：齋藤 美佳子 (さいとう みかこ)】</b> (若干勢いよく) 土尾さん！  <b>【事業者：土尾 攘 (つちお まもる)】</b> あ！えーと、齋藤さん！お久しぶりです。 その節は色々教えていただき、ありがとうございました	
LAP Total		5	カメラ回り込んで 担当官と事業者 相対ツーショット			<b>【担当官：齋藤 美佳子 (さいとう みかこ)】</b> 聞きましたよ。例の新商品、大ヒットだって  <b>【事業者：土尾 攘 (つちお まもる)】</b> いやー、おかげさまで！電話もジャンジャン鳴っ ちゃってうるさいのなんのははは	

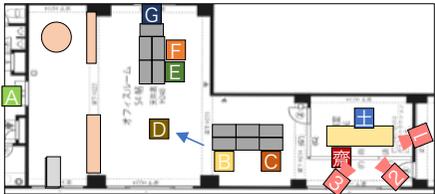
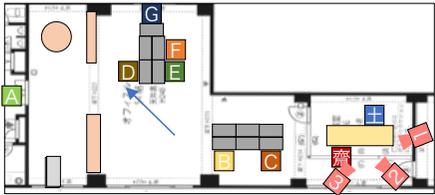
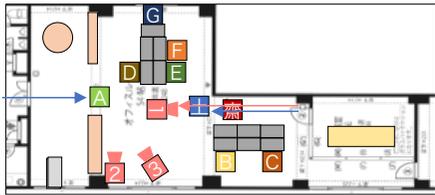
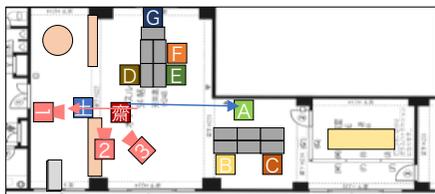
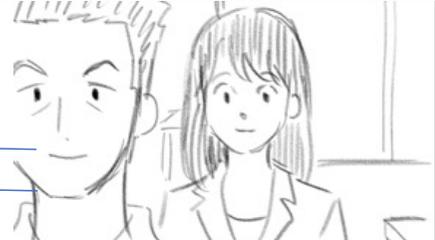
Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		6	回り込みツーショット			<p>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】 今日もお忙しそうですね。</p> <p>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】 ええ、ラインを入れたのは良かったんですが、今度は倉庫が手狭になってしまいましたね。新設しようと思っ まして、近くに広い土地を買ったんですよ！</p>	
LAP Total		7			<p>Take1. このアングルセットでワンカット通し</p>	<p>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】 広い土地、ですか</p> <p>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】 それが、3,600㎡もあるんですよ！</p> <p>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】 3,600…</p>	
LAP Total		8	1~8.ジンプルで担当官&事業者 中心ラウンド 担当官クローズアップ + 動きの止まったオフィス 全景の2C構成 a.担当官「あー」CU .Ex-D,F,Gグループ/ Ex-A,B,C,EFIXカット b.オフィス全景FIXカット		<p>計6カット撮ります (図は配置例、撮影順)</p>	<p>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】 さすがに大きいなあとは思ったんですが、 経営の攻め時ってことで</p> <p>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】 (被り気味に) あー</p>	
LAP Total		9	通常切り返し			<p>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】 (事業者、ちょっとビクつきながら) あの、また何か</p> <p>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】 3,000㎡以上の整地をするつもりなら、 土対法4条の届出が必要ですよ</p>	
LAP Total		10	ツーショット 「どうぞあちらへ」で 奥に見える 相談カウンターへ フォーカス送り			<p>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】 ひょっとして、また、土壤汚染対策法…ですか？</p> <p>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】 お察しの通りです。どうぞあちらへ</p> <p>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】 あ、はい…</p>	

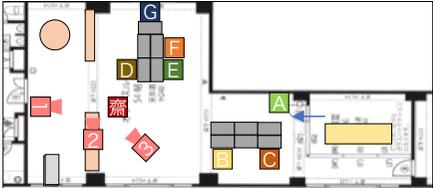
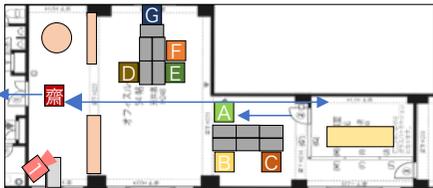
Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		11	MCパートの導入は奥の事務エリアがボケてゆくフォーカスドロー  MCパートは手前下手に担当官配置（共通）		 1はドリーからFIX	<b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 土壌汚染対策法では、 主な土壌汚染調査のきっかけがもう一つあります。 それが「一定規模以上の土地の形質の変更時」です	
LAP Total		12	他Cはフォローアングル  ※つまづいたところから再開できるよう			<b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 法第3条の調査とは違って、その土地に有害物質使用 特定施設がなくても、掘削など土地の形質の変更を伴う 工事の工事面積が3,000㎡以上の場合、着手の30日前 までに地方自治体に届出をする必要があります	
LAP Total		13				<b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 地方自治体が土壌汚染のおそれがあると判断すると、 土壌汚染状況の調査が命じられます	
LAP Total		14	MCパート終了しますが			<b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 汚染のおそれがないと判断されれば、 調査は必要ありませんが、どちらにしても原則として 届出から30日間は工事に着手できないので 注意してください （ひと息置いて） 以上が説明になります。いかがですか？	
LAP Total		15	アングルそのまま （事業者はOFFで）			<b>【事業者：土尾 攘（つちお まもる）】</b> …齋藤さん  <b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> はい？	

Time	Scene	C	Explanation	Visual / telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		16	Ex-Gの席あたりから オフィスナメつつ		 1はジナル、2・3はゆっくりドリー	<b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b> 土壌汚染対策で気をつけたいこと、この際、他にも色々 聞いておこうかなと思うんですよね  <b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> (ちょっとうれしそうに) あら	
LAP Total		17	ここで 相談カウンターの ツーショットに決まる  事業者、グズる 担当官、声大きめに 被せる		 1はジナル、2でアップをフォローできたらワンカット	<b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b> だってどんどん出てくるんですもん齋藤さんに 捕まるたびに  <b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> <b>つかま</b>	
LAP Total		18				<b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b> あっ すみません  <b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> (ちょっと笑ってから) じゃあ、ちょっと奥の部屋で お話ししましょうか。どうぞ。	
LAP Total		19	担当官と事業者、 奥の会議室へ向かうため、 その場を離席 (アクションつなぎ)			<b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b> はい	
LAP Total		20	離席して向かってくる ツーショット (ジナル使用)  会議室へ向かいながら 話し続ける担当官と事業者		 1はジナル、3パレるようなら別アングル	<b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> そうですね…うちの県ではないですけど、 土壌汚染関係の条例がある自治体も結構ありますよ。 他の県に新工場をつくる時は要注意ですね  <b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b> 条例ですか	

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		21	このまま行けたら 「よろしくお願ひします」 までワンカット  会議室内。 担当官に促され着席しつつ 話し続ける事業者		 1はツーショット→次の齋藤のセリフでワンショット	<b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> どうぞ  <b>【事業者：土尾 攘（つちお まもる）】</b> (着席して) 今まで環境対策には気に掛けて きましたが、土壌汚染については全然勉強不足ですね… ちなみに汚染がある場合、対策に結構お金がかかるんで しょう？	
LAP Total		22	ここから通常の切り返し			<b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> まあ、汚染状況と対策方法によりますが・・・ 金融公庫の融資制度を使える場合もありますよ。 その辺り含めて、お話ししましょうか  <b>【事業者：土尾 攘（つちお まもる）】</b> よろしくお願ひします	
LAP Total		23	MCパートの導入は奥の 相談カウンターエリアが ボケてゆく フォーカスドリー  MCパートは手前下手に 担当官配置（共通）		 1はドリーからFIX	<b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 事業者が土壌汚染状況の調査を求められる可能性がある ケースは主に3つです。 これまでご紹介した「土壌汚染対策法」により 調査が必要となる場合	
LAP Total		24	他Cはフォローアングル  ※つまづいたところから 再開できるよう			<b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 続いて、土壌汚染対策法以外に、地方自治体の条例・要 綱等により調査が必要となる場合です。 土壌汚染については、多くの地方自治体で条例等が 定められ、土壌汚染対策法に加えて独自の規制が行われ ていますので、事業場が立地する地方自治体の窓口に確 認してください。	
LAP Total		25				<b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 各地方自治体の窓口については、環境省のホームページ から確認いただけます。	

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		26				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  また、土壌汚染の情報は、不動産取引における重要事項説明の対象となっており、土地売却時に買主や仲介業者から自主調査を求められることがあります。</p>	
LAP Total		27				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  土壌汚染の調査や対策が必要になった時に利用できる、低金利融資制度をご紹介します。  株式会社日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金は、中小事業者が、土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、当該汚染の拡散の防止、除去、その他必要な措置を行うために必要な運転資金を融資する仕組みです。</p>	
LAP Total		28				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  また、自治体によっては補助融資制度や基金を保有している場合があります。調査や対策が必要になった場合は、利用を検討してください。</p>	
LAP Total		29				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  環境省の調査では、有害物質使用特定施設の約半数で何らかの土壌汚染が見つかっています。  過去に使用していた場合を含め、有害物質を使用している事業場では土壌汚染のリスクが高いことを認識しておくことが重要です。</p>	
LAP Total		30				<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>  現在は有害物質を使っていなくても、昔使っていた時期があれば注意が必要です。</p>	

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		31			 <p>2のマスター以外はそれぞれにゆっくりズーム</p>	<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>          土壌汚染が発生すると、環境汚染による人への健康被害のリスク、対策費用など経済面のリスクはもちろん、社会的な面でも事業経営上のリスクが発生します。</p>	
LAP Total		32	MCパート終了 場面転換（オーバーラップ）		 <p>2のマスター以外ズームは事業者セリフ前でFIX</p>	<p><b>【MC：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>          社会面については、土壌汚染判明後に慌てて地域の方々とコミュニケーションをとろうしてもなかなか上手くいくものではありません。          日ごろから地域の方との交流の機会を増やし、自社工場の状況を広く情報公開し、取り扱う原材料や製造工程、製品のリスクを分かりやすく伝えておくことも重要です。</p>	
LAP Total		33	カット頭は深めのOL尺 前に事業者後ろに担当官 玄関に向かって歩く様子を ジンバルで		 <p>1はジンバル</p>	<p><b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b>          齋藤さんにお会いしてなかったら、土壌汚染の調査義務に気付くことすらなかったかもしれません。</p>	
LAP Total		34	事業者振りむき 担当官と相対して ツーショットへ		 <p>1はジンバル。事業者のセリフに2が寄れば</p>	<p><b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b>          （担当官の方に向き直って）          本当に、ありがとうございました</p> <p><b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>          またお気づきになったことがありましたら、ご相談にいらしてください</p>	
LAP Total		35	事業者アップ 事業者越しの担当官 事業者フレームアウト ドアが閉まり お辞儀する担当官			<p><b>【事業者：土尾 攘（つちおまもる）】</b>          もちろん！じゃ！</p> <p>（ドアが閉まってから）  <b>【担当官：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b>          …ありがとうございました</p>	

Time	Scene	C	Explanation	Visual/ telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP Total		36	担当官の奥 Ex-A (フォーカスは前カットママ)			(オフィスの奥から) 大声で <b>【Ex-A】</b> ちょっと齋藤さん！あの方荷物ゼーンぶ置いてったままなんだけど！？  <b>【担当官：齋藤 美佳子 (さいとう みかこ)】</b> (深くため息をついて) …土尾さん… 追いかけてます	
LAP Total		37	(オフィス全景ロング) 会議室に事業者の荷物を取りに行き、そのまま出てゆく担当官を見せつつ ※尺とっていいから走らない エンドクレジット流れて画面一旦白へ				
LAP Total		38	白から町工場背景に担当官OFFナレとテロップ展開	担当官オフコメ		<b>【影ナレ：齋藤 美佳子 (さいとう みかこ)】</b> 事業者によっては、操業中に土壌汚染対策法を知る機会がなく、事業終了時に初めて土壌汚染の調査義務に気づくことも少なくありません。 事業終了時に、土壌汚染が発覚すると、時間的な余裕がないことも多く、選択できる対策方法も限られてしまいます。	
LAP Total		39				また、対策費用を調達することも難しくなります。 対策ができず、土壌汚染が残ったまま土地の売却も進まず、土地が塩漬けになってしまうこともあります。	
LAP Total		40				有害物質を扱っている・扱っていた場合、土壌汚染の可能性があるとすることを忘れないでください。  まずは、ご自分の関わる事業場に土壌汚染対策法の対象施設があるかどうか確認してください。	

Time	Scene	C	Explanation	Visual / telop	Camera & Cast layout	Conversation & Narration	Check
LAP		↓				<p><b>【影ナレ：齋藤 美佳子（さいとう みかこ）】</b> 次に、事業場の立地する地方自治体に、 土壌汚染に関連する条例や要綱があるか、 その対象になっているかを確認してください。</p> <p>そして、土壌汚染を経営リスクとして捉え、 万一土壌汚染が見つかった場合の対応を操業時から 考えておきましょう。</p>	
Total		41					
LAP							
Total		42	白背景にアテンションと 経済産業省様ロゴFIX	<p>本映像資料は、 「令和3年度中小企業等産業公害防止対策調査事業 (土壌汚染対策に係る事業者課題に係る調査等事業)」 により作成したものです。</p> 			
合計予想時間 約18分15秒							
LAP							
Total							
LAP							
Total							
LAP							
Total							

## 2. 映像資料ダイレクトメール用チラシ

# ご存知ですか？ 土壌汚染対策法のこと

## 事業者・土地所有者の皆様へ

水質汚濁防止法の特定事業者及びその他すべての事業者・土地所有者



<https://www.youtube.com/watch?v=ix4VTSoez7E>

経済産業省公式 YouTube (metichannel) よりアクセスください。

土壌汚染対策法（平成14年制定）では、土壌汚染による人への健康被害を防ぐため、事業者等の皆様へ土壌汚染状況の調査や土壌汚染があった場合の適切な管理を求めています。本映像資料では、作業時にあまり関わることの少ない土壌汚染対策にかかる法制度等についてご紹介していますのでご覧ください。

## 土壌汚染への備えはできていますか

### 解説パート

事業者が土壌汚染対策法に最初に関わる機会の多い、届出を中心に解説!!



まとめ（有害物質を扱っている（いた）場合 土壌汚染のリスク）

	有害物質使用特定施設での結果報告数（法第3条調査）	汚染あり（基準不適合）件数
令和元年度	271件	123件
平成30年度	243件	121件
平成29年度	290件	147件

昔使っていた時期があれば注意が必要です



### ドラマパート

ドラマパートでは、土壌汚染状況調査の契機（きっかけ）をわかりやすく、事業者と自治体職員の掛け合いで実感!!

※ご紹介している画像は作成中のもので、一部公開される内容と異なる場合があります。